

経営安定資金

1 融資の対象

資金区分	融 資 対 象
一般資金	県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む中小企業者及び中小企業者でもって組織する組合
小口資金	県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む 小規模企業者(※1) なお、原則として引き続き6か月以上商工会議所、商工会、愛媛県中小企業団体中央会又は愛媛県中小企業指導センター等の指導を受けている 小規模企業者 は、 特別小口保険(※2) を利用することができる。 ※2 特別小口保険 を利用できるのは、 小規模企業者 であって、下記のいずれにも該当する方です。 ○県内で1年以上引き続き同一の業種に属する事業を行っていること。 ○最近1年間の納期の到来した所得税(法人税)、事業税又は住民税の所得割(障害者控除、老年者控除、寡婦控除により所得割の税額がなくなった者は均等割、法人の場合には法人税割)のいずれかの税額を完納していること。 ○他の保証付き融資を利用していないこと。

※1 小規模企業者

中小企業者のうち従業員数が20人以下(商業及び**サービス業(注1)**は5人以下)の事業者

(注1) **サービス業**のうち宿泊業及び娯楽業は、従業員数が20人以下

2 融資の条件 すべての融資に保証協会の保証を必要とします。

	資金使途	融資限度額	融 資 期 間	融資利率	保証料率
一般資金	運転資金	5,000 万円	運転7年以内 (据置6か月以内)	2.85%	0.35%~1.72% (割引有)
	設備資金		設備10年以内 (据置1年以内)		
小口資金	運転資金	2,000 万円	運転7年以内 (据置6か月以内) 特別小口保険(※2) 運転5年以内 (据置6か月以内)	2.40% 特別小口保険(※2) を利用する場合 2.25%	0.35%~1.40% (割引有) 特別小口保険(※2) を利用する場合 0.85%
	設備資金	2,000 万円	設備10年以内 (据置1年以内) 特別小口保険(※2) 運転7年以内 (据置1年以内)	1.40%(注2) 又は 1.90%(注3) (利子補給) 特別小口保険(※2) を利用する場合 1.25%(注2) 又は 1.75%(注3) (利子補給)	

(注2) 次のいずれかに該当する方

【ひめボス基本認証者、パートナーシップ構築宣言公表者、(直近の確定申告における) 賃上げ促進税制適用者】

(注3) 注2以外の方

3 添付書類

○小口資金を利用される方で商工会議所等に申込みを行う場合は商工会議所等の意見書(様式1)様式は県のHPからダウンロードできます。<https://www.pref.ehime.jp/site/madoguchi/59788.html>

○その他にも書類が必要な場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

4 融資申込窓口：金融機関と信用保証協会が取り扱い窓口となっています。

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、愛媛県信用保証協会、各商工会議所、各商工会、愛媛県中小企業団体中央会、愛媛県中小企業指導センター、愛媛県人権対策協議会

(令和8年10月1日現在)